申請概要

I 第一種適格電気通信事業者の指定申請概要

1 申請者

- (1) 東日本電信電話株式会社(代表取締役社長 澁谷直樹) (以下「NTT東日本」という。)
- (2) 西日本電信電話株式会社(代表取締役社長 北村亮太) (以下「NTT西日本」という。)
- 2 申請年月日 令和7年1月10日(金)

3 申請の概要

NTT東日本及びNTT西日本が、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第108条第1項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定を受けようとするもの。

○両社が現に提供する第一号基礎的電気通信役務

役務	め 種別	内容
ア	電気通信事業法施行規則(以下「規則」という。) 第14条第1号に掲げるもの	加入電話
	① 同号イに掲げるもの	基本料
	② 同号口に掲げるもの	緊急通報
1	規則第14条第2号に掲げるもの	第一種公衆電話
	① 同号イに掲げるもの	市内通信
	② 同号口に掲げるもの	緊急通報
ゥ	規則第14条第4号に掲げるもの	ワイヤレス固定電話
	① 同号イに掲げるもの	基本料
	② 同号口に掲げるもの	緊急通報

なお、加入電話(規則第14条第1号)及び第一種公衆電話(規則第14条第2号)については平成18年に両社をその第一種適格電気通信事業者に指定済みであり、今般、新たに令和6年4月1日から提供を開始した「ワイヤレス固定電話」を含めた形で第一種適格電気通信事業者に指定されるべく、その申請があったもの。

4 指定の基準

法第 108 条第 1 項において第一種適格電気通信事業者の指定の基準とされている事項は、それぞれ次のとおり。

(1) 第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を公表していること。

▶NTT東日本及びNTT西日本は、令和7年1月現在、最新の情報として、令和5年度分の第一号基礎的電気通信役務収支表を公表している。

● NTT東日本

(百万円)

		営業費用					
営業			管理部門費用				営業
	収益			公衆削減	公衆電話	利用部門	利益
				以外費用	削減費用		
加入電話	127, 535	150, 350	107, 857	107, 857		42, 493	▲ 22, 815
基本料	127, 535	150, 239	107, 749	107, 749	_	42, 490	▲ 22, 704
緊急通報	-	111	109	109	ı	2	▲ 111
第一種公衆電話	231	2, 246	2, 196	1, 782	414	51	▲ 2, 016
市内通信	230	2, 241	2, 190	1, 777	413	51	▲ 2, 010
離島特例通信	0	1	1	1	I	l	▲ 1
緊急通報	_	4	4	4	1		▲ 4
合計	127, 766	152, 597	110, 053	109, 640	414	42, 544	▲ 24, 831

❷ NTT西日本

(百万円)

		営業費用					
	営業			管理部門費	用		営業利益
	収益			公衆削減	公衆電話	利用部門	呂未利益
				以外費用	削減費用		
加入電話	122, 241	152, 066	116, 316	116, 316	-	35, 750	▲ 29, 824
基本料	122, 241	151, 990	116, 243	116, 243	-	35, 747	▲ 29, 748
緊急通報	_	76	73	73	-	3	▲ 76
第一種公衆電話	116	1, 527	1, 513	1, 258	255	14	▲ 1, 411
市内通信	115	1, 520	1, 507	1, 252	254	14	▲ 1, 405
離島特例通信	0	3	3	2	-	_	▲2
緊急通報	_	4	4	3	1	_	▲ 4
合計	122, 357	153, 593	117, 829	117, 574	255	35, 764	▲ 31, 235

- (2) 第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が次のア及びイの 基準を満たすこと。
 - ア 第一号基礎的電気通信役務である加入電話、I P電話及びワイヤレス固定電話の業務区域が存在する都道府県において、当該役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。
 - ▶令和7年1月現在、NTT東日本及びNTT西日本の加入電話、IP電話及びワイヤレス固定電話の業務区域が存在する都道府県において、当該役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合は100%である。

	都道府県名	世帯 カバー率
NTT東日本	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 山梨県及び長野県	100%
NTT西日本	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び 沖縄県	100%

- イ 第一種公衆電話機については、社会生活上の安全及び戸外における 最低限の通信手段を確保する観点から、「公道上、公道に面した場所 その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りす ることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に、市街 地においてはおおむね 1 km 四方に 1 台、それ以外の地域においては 2 km 四方に 1 台」との基準に基づき設置され、都道府県ごとの第一 種公衆電話機の設置台数が総務省告示で定める都道府県ごとの設置 台数の基準を満たすこと。
- ▶設置基準に基づき、利用状況を勘案しつつ業務区域にNTT東日本は 45,878 台、NTT西日本は40,144 台の第一種公衆電話機を設置してい る。また、NTT東日本及びNTT西日本の都道府県ごとの第一種公衆

電話機の設置台数は平成 17 年総務省告示第 1379 号で定める都道府県ご との設置台数の基準(下表の①≧②)を満たしている。

	都道府県名	①設置台数	②設置台数の基準	③メッシュ (注) の	④告示で定
			(=③×④)	数の合計数	める率
	北海道	3, 643 台	1, 550 台	9, 809 区域	15. 8%
	青森県	1,393 台	597 台	1,653 区域	36. 1%
	岩手県	1,043 台	468 台	2, 642 区域	17. 7%
	宮城県	1,895台	730 台	1,857区域	39. 3%
N	秋田県	658 台	273 台	1,771 区域	15. 4%
T	山形県	1,091 台	447 台	1,431 区域	31. 2%
†	<u> </u>	1,572 台	619 台	2,427区域	25. 5%
東	茨城県	2, 762 台 1, 483 台	849 台	1,825 区域 1,502 区域	46. 5% 35. 3%
東日本		1, 463 百 1, 609 台	531 台 597 台	1,502 区域 1,281 区域	46. 6%
本	群馬県 埼玉県	3, 269 台	938 台	1, 201 区域	57. 4%
	一	3, 209 日 4, 519 台	1, 065 台	2,036 区域	52. 3%
		4, 519 日 11, 998 台	1, 165 台	1, 356 区域	85. 9%
	神奈川県	4,650 台	1, 164 台	1, 530 区域	75. 4%
		2, 180 台	851 台	2. 324 区域	36. 6%
	山梨県	763 台	358 台	728 区域	49. 1%
	長野県	1, 350 台	488 台	2, 214 区域	22. 0%
	計	45, 878 台	12.690 台	38, 033 区域	
	пі	40,070 🗖	12, 030 🗖	00,000 区域	
	富山県	668 台	226 台	770 区域	29. 3%
	石川県	909 台	315 台	1. 018 区域	30. 9%
	福井県	704 台	306	803 区域	38. 1%
	岐阜県	1, 362 台	534 台	1, 783 区域	29. 9%
	静岡県	1, 423 台	462 台	2,005 区域	23. 0%
	愛知県	4, 018 台	1, 333 台	2, 305 区域	57. 8%
	三重県	861 台	333 台	1, 402 区域	23. 7%
	滋賀県	1, 020 台	379 台	838 区域	45. 2%
	京都府	1, 438 台	550 台	1, 293 区域	42. 5%
	大阪府	4, 759 台	951 台	1, 290 区域	73. 7%
	兵庫県	3, 508 台	1,086 台	2, 485 区域	43. 7%
N	奈良県	1,021台	347 台	764 区域	45. 3%
T	和歌山県	781 台	330 台	979 区域	33. 7%
Т	鳥取県	683 台	232 台	758 区域	30. 5%
西	島根県	977 台	317 台	1,520 区域	20. 8%
且	岡山県 広島県	1, 477 台 2, 522 台	583 台 839 台	1, 856 区域 2, 316 区域	31. 4% 36. 2%
本			539 合 533 台	2, 316 区域 1, 736 区域	30. 2% 30. 7%
	山口県 徳島県	1, 095 合	185 台	841 区域	21. 9%
		479 台	161 台	619 区域	25. 9%
		839 台	333 台	1, 438 区域	23. 1%
	高知県	825 台	363 台	1, 305 区域	27. 8%
	福岡県	2,004台	713 台	1,881 区域	37. 9%
	佐賀県	448 台	175 台	663 区域	26. 3%
	長崎県	799 台	341 台	1, 374 区域	24. 8%
	熊本県	704 台	315 台	1, 749 区域	18. 0%
	大分県	482 台	195 台	1,510 区域	12. 9%
	宮崎県	1, 115 台	424 台	1, 439 区域	29. 4%
	鹿児島県	1, 153 台	542 台	2, 176 区域	24. 9%
	沖縄県	1, 018 台	439 台	749 区域	58. 6%
	計	40, 144 台	13, 842 台	41,665 区域	_
		,	, ,		
	全国計	86, 022 台	26, 532 台	79, 698 区域	_

[※] 令和13年度には、NTT 東日本においては1.4万台まで、NTT 西日本においては1.6万台まで、設置台数を削減していく計画。

Ⅱ 第二種適格電気通信事業者の指定申請概要

1 申請者

- (1) NTT東日本
- (2) NTT西日本
- (3) 株式会社 ZTV (取締役社長 田村欣也) (以下「ZTV」という。)
- 2 申請年月日 令和7年1月6日(月)

3 申請の概要

NTT東日本、NTT西日本及びZTVが、法第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定を受けようとするもの。

4 指定の基準

法第 110 条の 3 第 1 項において第二種適格電気通信事業者の指定の基準とされている事項については、それぞれ次のとおり。

- (1) 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況について、「第二号基礎的電気通信役務収支表」を公表すること。
 - ▶NTT東日本、NTT西日本及びZTVは、令和7年1月現在、最新の情報として、令和5年度分の第二号基礎的電気通信役務収支表を公表している。

● NTT東日本

(百万円)

			営業費用		
	営業収益		うち設備管	うち設備利	営業利益
			理部門費用	用部門費用	
FTTH	514, 875	348, 008	230, 888	117, 120	166, 867
CATV	-	_	_	-	_
専用型ワイヤレス 固定ブロードバンド	-	-	-	-	-
合 計	514, 875	348, 008	230, 888	117, 120	166, 867

❷ NTT西日本

(百万円)

			営業費用		
	営業収益		うち設備管	うち設備利	営業利益
			理部門費用	用部門費用	
FTTH	385, 254	296, 504	181, 698	114, 806	88, 750
CATV	-	-	-	-	_
専用型ワイヤレス 固定ブロードバンド	-	-	-	-	_
合 計	385, 254	296, 504	181, 698	114, 806	88, 750

3 Z T V (百万円)

			営業費用		
	営業収益		うち設備管	うち設備利	営業利益
			理部門費用	用部門費用	
FTTH	5, 186	3, 868	2, 526	1, 342	1, 318
CATV	35	26	19	7	8
専用型ワイヤレス 固定ブロードバンド	56	245	232	12	▲189
合 計	5, 277	4, 139	2, 778	1, 361	1, 138

- (2) 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれる特別支援区域について特別支援区域整備・役務提供計画書を作成し、公表していること。
 - ▶NTT東日本、NTT西日本及びZTVは、申請に係る第二号基礎的 電気通信役務の業務区域の範囲に含まれる特別支援区域について、そ れぞれ特別支援区域整備・役務提供計画書を作成し公表している。

申請者	計画書作成区域	公表 URL
NTT東日本	6, 163 か所	https://www.ntt-east.co.jp/univs/
NTT西日本	2, 416 か所	https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/
ZTV	66 か所	https://www.ztv.co.jp/support/info/information/0004507.html

- (3) 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に次のア及びイの条件を満たす一以上の支援区域の全部を含むこと。
 - ア 当該支援区域が他の第二種適格電気通信事業者の担当支援区域 に指定されていないこと。
 - イ 当該支援区域において申請に係る第二号基礎的電気通信役務を 提供するために設置する電気通信回線設備の規模が総務省令で定 める規模を超えていること。
 - ▶NTT東日本、NTT西日本及びZTVの申請に係る第二号基礎的 電気通信役務の業務区域の範囲に、上述ア及びイの条件を満たし、よ って第二種適格電気通信事業者として指定した場合に担当支援区域と して指定することが可能な支援区域が含まれている。
 - ※ 上記アの「他の第二種適格電気通信事業者の担当支援区域に指定されていない」支援区域か 否かは次の参考資料を参照(参考資料は本件諮問の対象外)

【参考資料2-1】第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(一般支援区域)一覧(案)

【参考資料2-2】第二種適格電気通信事業者の担当支援区域(特別支援区域)一覧(案)